

尼崎市優良管理ごみ集積施設認定制度実施要綱

令和5年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、居住者が分別排出ルールに従い家庭系ごみを排出し、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）がごみ集積施設を適正に管理している共同住宅のごみ集積施設を優良管理ごみ集積施設として認定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系ごみ 尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（昭和48年条例第21号。以下「条例」という。）第2条第1項第4号に規定する家庭系廃棄物をいう。
- (2) 分別排出ルール 尼崎市の一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法をいう。
- (3) 共同住宅 尼崎市の区域内に存する1の建築物に2以上の住戸を有する住宅をいう。
- (4) ごみ集積施設 家庭系ごみを排出すべき設備をいう。

(対象)

第3条 この要綱に基づく認定の対象となるごみ集積施設は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 共同住宅と同一の敷地内に設置されている当該共同住宅専用のものであること。
- (2) 継続して1年以上使用しているものであること。
- (3) 尼崎市住環境整備条例施行規則（昭和60年規則第61号）第5条に規定する開発基準に適合するものであること。

(優良管理ごみ集積施設)

第4条 優良管理ごみ集積施設の認定を受けることができるごみ集積施設は、別表に定める認定基準に適合するものとする。

(申請)

第5条 優良管理ごみ集積施設の認定を受けようとする共同住宅の所有者等は、優良管理ごみ集積施設認定申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、優良管理ごみ集積施設の認定を受けようとする日の2月前までに行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(審査及び認定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の検査及び認定基準適合チェック表（様式第2号）を用いた現地調査により、認定基準に適合しているか

どうかを審査する。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、認定基準に適合すると認めるときは、当該申請に係るごみ集積施設を優良管理ごみ集積施設として認定し、認定書（様式第3号）により通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、認定基準に適合しない項目があるときは、当該申請者に対し、認定基準に適合させるために必要な措置をとるよう指導することができる。
- 4 申請者は、前項に規定する指導を受けた日から、14日以内に市長に対して再審査の申出をすることができる。
- 5 市長は、前項の再審査の申出があったときは、当初の審査と同一の審査を行うものとする。この場合において、なお認定基準に適合しない項目があるときは、市長は、認定しない旨を不認定通知書（様式第4号）により通知する。

（認定適合章の交付等）

第7条 市長は、前条第2項の規定により優良管理ごみ集積施設を認定したときは、当該認定を受けた申請者（以下「認定者」という。）に対し、優良管理ごみ集積施設として認定したごみ集積施設（以下「認定ごみ集積施設」という。）の認定適合章（様式第5号）を交付するものとする。

- 2 認定者は、認定適合章の交付を受けたときは、受領書（様式第6号）を提出するものとする。
- 3 認定者は、認定ごみ集積施設内の見やすい場所に認定適合章を掲示するものとする。

（変更の届出）

第8条 認定者は、認定ごみ集積施設の管理者等、位置その他ごみ集積施設に関する事項に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第7号）を提出し、市長の確認を受けるものとする。

（再認定審査）

第9条 市長は、認定ごみ集積施設について、毎年度再認定の審査を行うものとする。ただし、その年度中に優良管理ごみ集積施設の認定を受けたものを除く。

- 2 第6条第1項及び第3項から第5項までの規定は、前項の再認定の審査について準用する。

（状況報告）

第10条 市長は、必要に応じて、認定者に対して認定ごみ集積施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、現地調査を行うことができる。

（認定適合章の返還）

第11条 認定者は、認定ごみ集積施設が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該認定ごみ集積施設に認定適合章を掲示しないものとする。

- (1) 認定基準に適合しないこととなったとき
- (2) 廃止等の理由により、未使用の状態になったとき。

(3) その他認定適合章を掲示することが適当でない事情が生じたとき

2 市長は、認定ごみ集積施設が前項各号の事由に該当することを知った場合は、認定者に対して相当の期間を定めて是正を求める旨の催告をし、その期間内に是正がなされないときは、返還通知書（様式第 8 号）により通知し、認定適合章を返還させるものとする。

（辞退）

第 12 条 認定者は、認定ごみ集積施設の認定を辞退しようとする場合は、辞退届（様式第 9 号）に認定適合章を添えて、市長に提出するものとする。

（認定適合章の再交付）

第 13 条 認定者は、認定適合章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、認定適合章再交付申請書（様式第 10 号）により速やかに市長に申請し、認定適合章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く）は、汚損又は破損した認定適合章を返還するものとする。

（台帳の整備）

第 14 条 市長は、優良管理ごみ集積施設に関する事務を適正に管理するため、申請、認定及び認定適合章の管理に係る台帳を整備するものとする。

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

審査項目	認定要件	審査方法
分別排出ルールの周知状況	居住者に対し分別排出ルートを周知、啓発していること。	書類検査・聴取
家庭系ごみの分別排出状況	排出の曜日及び時間が守られていること。	現地確認
	分別が適正になされていること。	
	排出方法（指定袋の使用等）が守られていること。	
ごみ集積施設の管理状況	清潔な状態が保たれていること。	現地確認・聴取
	鳥獣被害等による飛散防止のための対策を講じていること。	
	不適正排出及び不法投棄の防止のための対策を講じていること。	
	施設の付近及び進入路への駐車及び障害物の設置がないこと。	